○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）及び内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第四十七条第四項の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者及び同項第八号」を「小売電気事業者及び同項第九号」に、「特定規模電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十三条の表農林水産大臣の権限の項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、同表国土交通大臣の権限の項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第五号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、及び労働金庫法を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項第一号ニ中「ロ）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。」の下に「第百三十一条第二項を除き、」を加える。

第百三十一条第二項中「所属組合又は」を「所属組合、」に改め、「あつては農林中央金庫」の下に「、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

第百五十二条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

附　則

この命令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府、国土交通省令第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和四十一年建設省総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附　則

この命令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第三十号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三十四条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ニ」に改める。

第四条の次に次の三条を加える。

（登録の更新）

第四条の二　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第一によるものとする。

2　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。